



令和7年度

# 在宅高齢者福祉ガイド



桐生市 保健福祉部 健康長寿課



# 在宅高齢者福祉ガイドとSDGs

在宅高齢者福祉ガイドにおける在宅高齢者への施策がSDGsの推進につながるものと考え、本ガイドにおいてもSDGsの視点を取り入れ作成しました。



SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のことで、「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」などの17のゴール（目標）で構成されています。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

## 目 次

☆地域包括支援センターをご利用ください☆		
	サービス・事業名	ページ
<b>《認知症》への取り組み</b> <small>該当する開発目標 3,10,11,17</small>	1. 認知症ガイドブック（桐生市認知症ケアパス）	1
	2. 桐生市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	1
	3. 徘徊高齢者発見支援システム助成事業	2
	④. 認知症サポーター養成講座	2
	⑤. オレンジカフェ	3
<b>《生きがい活動》 《長寿のお祝い》 《仲間づくり》 について 知りたい！</b> <small>該当する開発目標 3,4,8,11</small>	6. シルバー人材センター	4
	7. 老人クラブ	4
	8. はり・きゅう・マッサージサービス券	4
	⑨. 介護予防サポーター養成研修	5
	⑩. 高齢者介護サポーター	5
	⑪. 高齢者憩の施設	6
	12. 敬老金（長寿のお祝い金）	7
<b>《介護予防》 ってなに？</b> <small>該当する開発目標 3,4,11,17</small>	⑭. 介護予防教室「にっこり楽々教室」	8
	⑮. 桐生市オリジナル介護予防体操「元気おりおり体操」普及事業	8
	⑯. 認知機能低下予防プログラム「脳いきいき教室」	8
	17. 「口から健康プログラム」（チェックシート該当者）	8
<b>《ひとり暮らし》 《高齢者世帯》 を応援！</b> <small>該当する開発目標 3,10,11,17</small>	18. ひとり暮らし高齢者無料入浴券	9
	19. 高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業	10
	20. 「食」の自立支援事業（配食サービス）	10
	21. 緊急通報装置の貸与	11
	22. 緊急通報装置設置及びシステム利用事業	11
	23. ひとり暮らし高齢者室内見守りシステム利用助成事業	12
<b>《在宅生活》 をサポート！</b> <small>該当する開発目標 3,4,10,11,17</small>	24. エンディングノート「わたしのきぼう」	12
	25. 高齢者住宅改造・補修費補助事業	13
	26. 在宅ねたきり高齢者調髪サービス券	14
	27. 在宅ねたきり高齢者紙おむつ等支給事業	14
	28. 高齢者補聴器購入費助成事業	15
	29. 黒保根高齢者生活支援施設（つつじの家）	16
<b>支所・施設 でのサービス</b> <small>該当する開発目標 3,4,8,10,11,17</small>	30. 黒保根地区のサービス	17
	31. 新里地区のサービス	17
	32・33 桐生市社会福祉協議会事業	18

### 備 考

○のついた事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより事業の実施を休止または中止する場合があります。

## 地域包括支援センター



主任介護支援専門員（介護）



社会福祉士（福祉）



保健師（健康）

地域包括支援センターは、「主任介護支援専門員」「社会福祉士」「保健師」などが中心となって、必要なサービスにつないで高齢者のみなさんを支援する場所です。3職種はそれぞれ専門分野をもっていますが、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に支援します。



### 高齢者のさまざまな相談に応じます

高齢者に関する介護・健康・福祉などで不安なことがありましたら、ご本人・ご家族・地域の人等、どなたでもお気軽にご相談ください。



### 高齢者が自立した生活を送れるよう支援します

- ・介護保険で要支援1・2の認定を受けた人、または、基本チェックリストを実施し、事業対象者となった人の介護予防のケアプランを作ります。
- ・介護予防が必要な人に、必要なサービスを紹介します。



### 高齢者の権利を守ります

- ・高齢者虐待を防止し、虐待に遭うこと、虐待をしてしまうことから守ります。
- ・消費者被害を未然に防ぐための取り組みや情報提供を行います。
- ・財産管理や日常生活上の契約などに対して不安を抱えている人へ、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業の紹介をします。



### 高齢者にとって暮らしやすい地域づくりを目指します

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民、民生委員、病院や施設、介護支援専門員等と連携し、さまざまな問題に対応します。



業務日：平日月曜日～金曜日

（祝日、年末年始を除く）

業務時間：午前8時30分～午後5時15分

※早朝、夜間、業務日以外でもお電話はつながります。

圏域	担当地区	住所・電話番号
1	1区（本町1丁目～3丁目・横山町） 2区（本町4丁目～6丁目） 9区（永楽町・小曾根町・宮本町） 10区（東久方町・西久方町・天神町・平井町） 14区（梅田町）	桐生市地域包括支援センター山育会 東久方町2丁目4-33 (東久方町二丁目自治会子供広場隣) <b>☎46-6066</b>
2	3区（稲荷町・錦町・織姫町・美原町・清瀬町） 4区（新宿・三吉町・小梅町・琴平町） 5区（浜松町） 8区（末広町・宮前町・堤町・巴町・元宿町）	桐生市地域包括支援センター社協 新宿3丁目3-19 (桐生市総合福祉センター内) <b>☎46-4411</b>
3	6区 (仲町・川岸町・泉町・東町・高砂町・旭町) 7区(東) 17区（菱町）	桐生市地域包括支援センター菱風園 菱町1丁目3016-1 (特別養護老人ホーム菱風園内) <b>☎32-3321</b>
4	11区（境野町） 13区（広沢町4丁目～7丁目・広沢町間ノ島）	桐生市地域包括支援センター ユートピア広沢 広沢町6丁目307-3 (特別養護老人ホームユートピア広沢内) <b>☎53-1114</b>
5	16区（川内町）	桐生市地域包括支援センター 思いやり 川内町1丁目361-2 (特別養護老人ホーム思いやり内) <b>☎32-5889</b>
	22区（黒保根町）	桐生市地域包括支援センター 思いやり黒保 根黒保根町水沼562-3 (桐生市黒保根町保健センター内) <b>☎46-8847</b>
6	19区・20区・21区（新里町）	桐生市地域包括支援センターにいさと 新里町新川2488 (老人保健施設さくら苑内) <b>☎74-3032</b>
7	15区（相生町1丁目一部・相生町2丁目一部・相生町3～5丁目）	桐生市地域包括支援センターのぞみの苑 相生町5丁目493 (特別養護老人ホームのぞみの苑内) <b>☎54-9537</b>
8	12区（広沢1丁目～3丁目・桜木町一部） 18区（相生町1丁目一部・相生町2丁目一部・桜木町一部）	桐生市地域包括支援センター双葉苑 広沢町1-2643-1 (特別養護老人ホーム双葉苑内) <b>☎54-8906</b>

## 1. 認知症ガイドブック（桐生市・みどり市認知症ケアパス）

「認知症ケアパス」は、認知症の状態や進行の程度に応じた支援（ケア）を、いつ、どのようなサービスを受ければよいか等、その道筋（パス）をわかりやすく示したものです。

市民の皆様が、認知症の早期発見及び早期受診ができ、切れ目のない支援が確保できることを目的として作成いたしました。

\*認知症ケアパスは桐生市ホームページからダウンロードできます。

認知症ケアパス設置場所

- 桐生市役所 健康長寿課（1階）
- 各支所
- 地域包括支援センター

## 2. 桐生市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業

認知症高齢者などが、行方がわからなくなったときに、地域で連携して早期発見と安全の確保を目指す事業です。

【事前登録】 行方不明になった場合に、事前に登録する情報を関係機関で共有します。

☆必要な物 登録時に、登録する人、申請者など連絡が取れる人の情報が必要です。（身長や体格など本人の状況の記入もあります。）  
登録者の写真をお持ちください（任意）。

【見守りシール交付事業】 事前登録の登録者にQRコードのついたシールを配布します。

☆概要 「見守りシール」につけられているQRコードを読み取ると、登録している人のニックネームや対応時の注意点が表示され、ご家族にはメールが届きます。

☆必要な物 メールを受信するご家族等の連絡先（メールアドレス等）

☆登録窓口 健康長寿課、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課、各地域包括支援センター



### 3. 徘徊高齢者発見支援システム助成事業

徘徊の見られる認知症高齢者を在宅で介護する家族に対し、その高齢者の位置情報提供サービスの利用に係る初期費用（登録費用＋初回月額利用料等）の一部を助成します。

☆利用対象者 本市に住所があり、65歳以上の徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族が対象です。ただし、探索した場所まで家族が高齢者を迎えに行けることが条件です。

☆対象機器 徘徊高齢者向け位置情報提供サービス

☆助成金額 初期費用 上限20,000円

☆申請場所 健康長寿課、新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課



### 4. 認知症サポーター養成講座（出前講座・オンライン講座）

認知症高齢者等が地域で安心して暮らすことができるように、認知症高齢者等への支援に関する養成講座を行います。

☆講座内容 認知症の症状、診断、治療、予防及び対応について講話します。

☆時間 60～90分

☆対象 市内に在住、在勤、在学の人

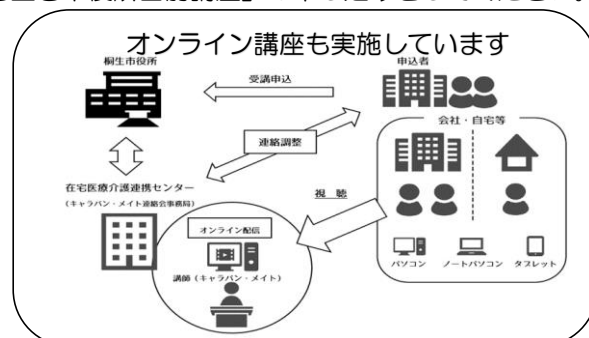
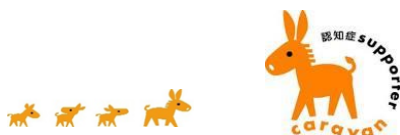


☆修了者には、認知症サポーターカードをお渡しします。

☆講座の開催 ご希望の学校や商店で開催します。（10人以上）

☆申し込み 生涯学習課の「生き生き市役所出前講座」の申し込みをしてください。

☆問合せ先 健康長寿課



## 5. オレンジカフェ

認知症の高齢者等やその家族を地域で支えるつながりを支援し、認知症高齢者等の家族の介護負担の軽減等を図るためのカフェです。

認知症に関する相談・意見交換など気軽に行える場所です。

R7.4.1時点

開催日	カフェ名称	場所	時間	連絡先
毎月第3 土曜日	プライマリーカフェ	本町6-27-1 (プライマリービル)	午前10:00～ 正午	65-6590
毎週 火・木曜 日	広沢カフェ	広沢町2-3330 (桜木公民館向かい)	午後1:00～ 3:00	52-5188
毎月第3 木曜日	Green (グリーン) カフェ	相生町3-172-9 (篠原クリニック向かい)	午後1:00～ 3:00	70-6061
毎月第2 日曜日	カフェ パライソ	新里町鶴ヶ谷257-8	午前10:00～ 正午	46-8228
毎月第3 木曜日	カフェ サンクスひろさわ	広沢町1-2566-1 (安心館 ひろさわ内)	午後1:30～ 3:30	46-9820
毎月第2 木曜日	カフェ サンクスかわうち	川内町1-322-6 (安心館 かわうち内)	午後1:30～ 3:30	65-5730
毎月第3 木曜日	カフェ サンクスひがし	東3-1-5 (安心館 ひがし内)	午後1:30～ 3:30	32-6061
毎月第3 月曜日	なかよしカフェ	境野町2-612-4 (境野公民館)	午後1:30～ 3:30	43-9493
毎週 水曜日	つつみんカフェ	堤町2-11-3 (看護小規模多機能型居宅介護 みんなの家つつみ内)	午後1:30～ 3:30	43-4811
毎月第3 金曜日	カフェ サンクスわたらせ	元宿町2115-1 (サンシャイン わたらせ内)	午後1:30～ 3:30	46-7811
毎月第2 金曜日	カフェ サンクスあいおい	相生町4-33-4 (サンシャイン あいおい内)	午後1:30～ 3:30	46-7627
毎月第3 土曜日	けやき	広沢町6-332-1 (ハーモニー広沢内)	午前10:00～ 正午	53-1120

☆新たにカフェが開設された場合、桐生市ホームページにて案内いたします。

または、桐生市役所 健康長寿課までお問い合わせください。

☆開催日、時間について、変更されている場合がありますので、各オレンジカフェにお問い合わせください。





## 6. シルバー人材センター

- ☆対象者 概ね60歳以上の人で、本市に居住し働く意欲のある健康な人なら会員になることができます。
- ☆年会費 3,000円
- ☆内容 仕事はセンターから連絡します。自分で働いた仕事量に応じ、配分金が支払われます。
- ☆問合せ先 桐生市シルバー人材センター  
桐生本部 美原町5-3 (電) 43-9161  
新里支所 新里町山上867-1 (電) 74-6776  
黒保根支所 黒保根町水沼182-3 (電) 96-2201



## 7. 老人クラブ

同年輩の人たちと様々な活動を通じて、楽しく生きがいづくりや健康づくりを行っています。

- ☆対象者 60歳以上の人
- ☆問合せ先 桐生市社会福祉協議会  
桐生市新宿3丁目3番19号  
桐生市総合福祉センター内 1階  
(電) 46-4165  
または、もよりの老人クラブ役員さんまでご連絡ください。



## 8. はり・きゅう・マッサージサービス券

- ☆対象者 70歳以上の高齢者
- ☆交付枚数 年間5枚(再交付できません)  
(1回の施術で1枚のみ利用可)
- ☆助成額 1枚当たり 800円
- ☆利用場所 市と契約している施術所  
(桐生鍼灸マッサージ指圧師会及び群馬県鍼灸師会桐生支部)
- ☆申請場所 健康長寿課及び各支所(市民生活課)、  
公民館(中央・境野・広沢・梅田・相生・川内・菱)  
※年齢を証明できる健康保険証又は運転免許証などを持参してください。



## 9. 介護予防サポーター養成研修

介護予防の知識の普及や介護予防教室の運営補助など高齢者の健康づくりを支援する地域のボランティアを養成します。3時間程度×4日間の研修です。

また、介護予防活動に応じて換金可能な評価ポイントを付与します。

☆活動 長寿センターなどで「元気おりおり体操」の実施  
介護予防教室の運営補助  
各地域で、定例会や通いの場の活動の実施  
※養成研修については、広報・ホームページにてお知らせします。

※桐生市高齢者ボランティアポイント事業の対象です。

☆対象者 65歳以上の高齢者  
(なお、60～64歳の人でも活動できますが、換金はできません。  
キノピーグッズと交換ができます。)



☆問合せ先 健康長寿課

## 10. 高齢者介護サポーター

高齢者の皆さんに特別養護老人ホーム及びグループホームで支援活動を行っていただき、生きがいを感じながら、元気に、はつらつと暮らしていただくことを目的としています。また、活動に応じて換金可能な評価ポイントを付与します。

☆対象者 65歳以上の高齢者  
(なお、60～64歳の人でも活動できますが、換金はできません。  
キノピーグッズと交換ができます。)

☆活動場所 市内の特別養護老人ホーム、グループホーム

☆活動内容 高齢者の話し相手、洗濯物の片付け、お茶出し、行事の手伝いなど。

☆登録方法 年齢を証明できるものを持参のうえ、社会福祉協議会まで。

☆その他 活動前に2時間程度の研修を受講していただきます。  
※桐生市高齢者ボランティアポイント事業の対象です。

☆問合せ先 健康長寿課又は、社会福祉協議会（電）46-4165



## 11. 高齢者憩の施設

高齢者の生きがいつくり、健康づくり、仲間づくりの施設です。各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの事業を行っています。

番号	施設名称 所在地 電話番号	利用料	利用時間	休館日
①	美原長寿センター 美原町5-47 43-4002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内居住者</li> <li>65歳以上 1日100円</li> <li>60歳以上65歳未満 1日200円</li> <li>60歳未満の介添人 1日200円</li> <li>・市外居住者 1日500円</li> </ul>	9:00 ~ 16:00	土・日 及び 祝日
②	川内長寿センター 川内町5-398-1 65-5801			
③	境野長寿センター 境野町3-1295-1 46-5578			
④	東長寿センター 東1-8-41 47-5712			
⑤	広沢老人憩の家 広沢町6-1103-1 54-0881			
⑥	ふれあいホーム 天神町3-14-16 44-9145	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内居住者</li> <li>65歳以上 1日100円</li> <li>60歳以上65歳未満 1日200円</li> <li>60歳未満の介添人 1日200円</li> <li>・中学生以下 無料</li> <li>・ふれあい事業運営協力員 として市長が認めた者 無料</li> <li>・市外居住者 1日500円</li> </ul>	9:00 ~ 16:00	月曜日 及び 祝日
⑦	新里福祉センター 新里町野397 74-0090	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内居住者 1日300円 (ただし、65歳以上の高齢者、乳幼児、 身障手帳保有者は、無料。 また、小・中学生は1日100円)</li> <li>・市外居住者</li> <li>65歳以上 1日300円</li> <li>障害者手帳保有者 1日300円</li> <li>65歳未満 1日500円</li> <li>小・中学生 1日300円 (乳幼児は無料)</li> <li>・個室1時間 500円</li> <li>・カラオケ1曲 100円</li> </ul>	9:00 ~ 16:00	月曜日

※年末年始の休館：12月29日から翌年1月3日まで。

※新里福祉センターの休館：2月は清掃センターの点検に伴い、約半月休館となります。

## 12. 敬老金

☆対象者 次のすべてに当てはまる人

- ① 令和7年4月1日現在において、桐生市に3か月以上住所を有する人
- ② 令和7年度中に次の年齢に到達する人

☆贈呈金額	☆80歳	5,000円
	☆85歳	5,000円
	☆90歳	10,000円
	☆95歳	10,000円
	☆100歳	50,000円
	☆101歳以上	10,000円

## 13. く〜ちょきシニアパスポート

☆内容 パスポートの提示により、事業に協賛している店舗で特典サービスが受けられます。

☆対象者 群馬県内に居住する65歳以上の人

☆配付方法 市役所1階の健康長寿課  
各支所（市民生活課）、各公民館で配付しています。

☆必要なもの 介護保険被保険者証や運転免許証など、氏名、住所、生年月日が確認できるもの。

☆問合せ先 健康長寿課

※桐生市内の協賛店一覧については、それぞれの配付場所にてお渡ししています。  
※代理の人でも交付できます。

## 14. 介護予防教室「にっこり楽々教室」

介護予防に関する知識を得て、いつまでも元気で自立した生活がおくれるように介護予防教室を開催します。ぜひご参加ください。

☆対象者 市内に居住する65歳以上の高齢者

☆内容 運動をメインに栄養やお口のことを学びます。

☆問合せ先 健康長寿課（詳しい日程・会場は広報きりゅうでお知らせします。）



## 15. 桐生市オリジナル介護予防体操「元気おりおり体操」普及事業

要介護状態や寝たきり状態になることを防ぎ、いつまでも元気に暮らすため、「元気おりおり体操」を始めませんか？

市内の長寿センターを利用して、併設する通所介護施設の看護職員や介護予防サポーター等がお手伝いをし、定期的に体操を行います。

☆対象者 市内在住の60歳以上の人

☆参加費 無料（※ただし、体操以外に施設を利用する場合、利用料が必要となります。）

☆実施日

会場	電話番号	曜日	時間
川内長寿センター	65-5801	月曜日	午後1時30分～2時
美原長寿センター	43-4002	水曜日	午後1時30分～2時
境野長寿センター	46-5578	木曜日	午後1時30分～2時
東長寿センター	47-5712	火曜日	午後1時30分～2時
広沢老人憩の家	54-0881	第2・4金曜日	午後1時30分～2時
新里福祉センター	74-0090	第4水曜日	午前9時15分～9時45分
ふれあいホーム	44-9145	第1・3金曜日	午後1時30分～2時

※ただし、祝日・年末年始を除く

☆問合せ先 社会福祉協議会（電）46-4165 又は、健康長寿課



## 16. 認知機能低下予防プログラム「脳いきいき教室」

認知症予防について学び、運動や脳トレーニングなどを行います。

☆対象者 市内に居住する65歳以上の高齢者

☆内容 記憶力の向上を目指し、脳の鍛え方を学びます。

☆問合せ先 健康長寿課（詳しい日程・会場は広報きりゅうでお知らせします。）



## 17. 「口から健康プログラム」

お口の働きを維持するための知識と方法を身につけます。登録歯科医院で個別に行います。

☆対象者 市内に居住する65歳以上の人で、チェックシートの項目で1つ以上該当する人

☆申し込み 登録歯科医院（チェックシートと登録歯科医院一覧は、健康長寿課及び各支所（市民生活課）、地域包括支援センターにもあります。）

☆期間 6月から12月の間に申し込み。3～4か月間で4回プログラムを実施。

☆問合せ先 健康長寿課

※14・15・16の事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより開催を休止または中止とする場合があります。

## 18. ひとり暮らし高齢者無料入浴券

- ☆対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ☆交付枚数等 年間36枚以内（月3枚）  
（年2回：4月、10月）  
※民生委員さんを通じて交付します。再交付はできません。
- ☆利用負担額 無 料
- ☆申請方法 お住まいの地域の民生委員さんを通じて申請してください。  
※担当民生委員さんが分からない場合は、健康長寿課へ  
お問合せください。
- ☆利用場所 6ページに記載されている①～⑥の施設、及び  
下記の3か所の公衆浴場



施設名称	所在地	電話番号
桜 湯	広沢町1-2689	54-0472
上 の 湯	錦町1-8-11	43-8656
一 の 湯	本町1-4-35	

## 19. 高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業

ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者を対象に、週1回自宅玄関先まで収集に伺います。

- ☆対象者 次のすべてに当てはまる人  
 ①市内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らしの人  
 ②介護認定（要支援1以上）を受けている人
- ☆申請方法 本人、ケアマネジャー又は、地域包括支援センターを通して申請書を提出
- ☆利用料 無料
- ☆申請場所 桐生市清掃センター 清掃担当  
 桐生市新里町野461番地  
 (電) 74-1014



## 20. 「食」の自立支援事業

- ☆対象者 老衰、心身の障害又は傷病等の理由により、家庭において食事の調理が困難で、かつ、家族による支援が受けられないおおむね65歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる世帯の人
- ・ひとり暮らし世帯
  - ・高齢者のみの世帯
  - ・若しくはこれに準ずる世帯



- ☆利用回数 週2回（昼食）配食  
 ※区域により配食日が指定されています。

配食日	区 域
月・木曜日	桜木町・新宿・三吉町・小梅町・琴平町・境野町 広沢町・梅田町・菱町・黒保根町の一部
火・金曜日	本町・横山町・浜松町・仲町・旭町・東町・泉町 川岸町・高砂町・東・堤町・宮前町・永楽町・小菅根町 宮本町・東久方町・西久方町・天神町・平井町
水・土曜日	錦町・稲荷町・美原町・織姫町・清瀬町・元宿町 末広町・巴町・相生町・川内町
火・木曜日	新里町
火・土曜日	黒保根町の一部

- ☆利用負担額 一食あたり 400円
- ☆委託先 地域食生活研究会 (電) 47-4711 (旧桐生市、新里町)  
 水口屋 (電) 96-2816 (黒保根町)
- ☆問合せ先 地域食生活研究会 (旧桐生市内、新里町にお住まいの人)  
 黒保根支所 市民生活課 (黒保根町にお住まいの人)

## 21. 緊急通報装置の貸与

電話機にセットする緊急通報ボタンにより、家庭(室内)での事故や突然の病気の時に簡単な操作で桐生市消防本部に受信され、迅速かつ適切な対応を図ります。

- ☆対象者 介護認定(要支援1以上)を受けている65歳以上の高齢者であり、次のいずれかに当てはまる人  
①ひとり暮らし世帯  
②高齢者のみの世帯であり、同居者が病弱(介護認定や障がい者手帳を取得している等)である世帯
- ☆設置に必要なもの ①緊急連絡先(親族等)及び最寄りの協力員(1名以上)  
②緊急通報装置は、電話機に接続します。電話機のお近くに電源があるかどうかご確認ください。  
③装置を設置する際は、NTTアナログ回線であることが条件となります。それ以外の場合は、回線の工事(有料)が必要となりますので、ご確認ください。
- ☆利用負担額 無料(装置の貸与及び取付のみ)  
※通話料金(基本料金を含む)、電池の交換、装置の故障及び市内転居に伴う工事費用などは全て自己負担となります。
- ☆申請場所 健康長寿課及び各支所(市民生活課)

☆写真



## 22. 緊急通報装置設置及びシステム利用事業(設置費用がかかります)

電話機にセットする緊急通報ボタンにより、家庭(室内)での事故や突然の病気の時に簡単な操作で桐生市消防本部に受信され、迅速かつ適切な対応を図ります。

- ☆対象者 65歳以上高齢者
- ☆設置に必要なもの ①緊急連絡先(親族等)及び最寄りの協力員(1名以上)  
②緊急通報装置は、電話機に接続します。電話機のお近くに電源があるかどうかご確認ください。  
③装置を設置する際は、NTTアナログ回線であることが条件となります。それ以外の場合は、回線の工事(有料)が必要となりますので、ご確認ください。
- ☆利用負担額 課税者:76,230円 非課税者:38,000円  
※通話料金(基本料金を含む)、電池の交換、装置の故障及び市内転居に伴う工事費用などは全て自己負担となります。
- ☆申請場所 健康長寿課及び各支所(市民生活課)





## 23. ひとり暮らし高齢者室内見守りシステム利用助成事業

民間事業者が提供する見守りシステムの利用に要する初期費用（見守り機器設置費＋初回月額利用料等）の一部を助成

☆対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者

☆対象機器 見守り機器（センサーやカメラ）及び通信システム（インターネットクラウド等）を活用し、利用者の安否情報を家族や知人に知らせることができるシステム  
（例1：人感センサー等で一定期間反応がない場合に家族等にメールで知らせるシステム）  
（例2：室内カメラで撮影した映像を家族等がスマートフォンで確認するシステム）

☆助成金額 見守りシステムの導入にかかる初期費用 上限20,000円  
上記初期費用を除くシステム利用料金は自己負担となります。

☆申請場所 健康長寿課及び各支所（市民生活課）

## 24. 「わたしのきぼう」桐生・みどり地区版エンディングノート

市民一人ひとりがかもしものときのために、望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有すること「人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）」を推進します。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムの構築の実現を目的とし、桐生市、みどり市、桐生市医師会が共同作成しました。

☆配布方法 窓口での受け取り：担当職員より簡単な説明後、お渡しします。  
複数人で説明を受ける希望のある方はご相談ください。

☆配布窓口 桐生市医師会（在宅医療介護連携センターきりゅう）  
桐生市役所  
健康長寿課1階8番窓口  
新里支所市民生活課福祉係  
黒保根支所市民生活課市民サービス係  
桐生市社会福祉協議会  
桐生市地域包括支援センター  
桐生市・みどり市の医療機関 等

☆その他 「生き生き市役所出前講座」  
として、団体やグループへの  
講座も行っています。  
ご希望の方は、生涯学習課の  
「生き生き市役所出前講座」の  
申し込みをしてください。

☆問い合わせ 健康長寿課



桐生市医師会 高橋副会長による「アドバンス・ケア・プランニングとエンディングノートについて」  
説明動画

## 25. 高齢者住宅改造・補修費補助事業（工事着工前の申請が必要です）

高齢者のみが居住する家屋のバリアフリーのための補修又は、改造をする場合、その経費の一部を補助します。（1世帯、1家屋に対して1度限り）

また、経費の一部を補助する際に、直接、事業所に交付する住宅改造補修費補助金受領委任払を選択することができます。

☆対象者 60歳以上の高齢者だけの住民税非課税世帯。  
 ※2世帯住宅・新築工事・増築工事の場合は対象外となります。  
 ※要介護認定を受けている人は、介護保険の住宅改修を優先的に利用していただきます。

☆補助額 補助対象工事に要する経費（限度額24万円）に6分の5を乗じた額で、最高20万円までの補助となります。  
 ※予算額の範囲内での補助となりますので、件数に限りがあります。

☆対象工事 下記一覧以外で、バリアフリー工事をお考えの人は、気軽にお問い合わせください。

対象工事	
①手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関・玄関から道路までの通路等への設置
②段差の解消	・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床及び玄関から道路までの通路等の段差の解消 ・段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更	（玄関から道路までの通路等を含む）
④扉の取替え	開き戸から引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
⑤和式便器から洋式便器への取替え	暖房等機能、コンセントのみの付加は対象外
⑥廊下・便所等のスペースの拡張	
⑦寝室等への移動短縮	便所・浴室の移動（外付けの便所・浴室を家屋内に改造設置するものも可）
⑧その他工事に付随すると考えられる工事	①～⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する付帯工事

☆申請場所 健康長寿課  
 ※申請書は窓口に取りに来ていただく必要があります。



## 26. 在宅ねたきり高齢者調髪サービス券

- ☆対象者 65歳以上の在宅高齢者で申請時において  
6か月以上ねたきりの人
- ☆内容 組合加盟店の理容・美容師が出張して  
調髪を行います。（利用負担額：無料）
- ☆交付枚数等 年間3枚  
※民生委員さんを通じて交付します。
- ☆申請方法 お住まいの地域の民生委員さんを通じて申請してください。  
※担当民生委員さんが分からない場合は、健康長寿課へお問い合わせ  
ください。



## 27. 在宅ねたきり高齢者紙おむつ等支給事業

- ☆対象者 次のすべてに当てはまる人を介護している同居の家族  
①市内在住で65歳以上  
②6ヶ月以上在宅生活  
③要介護4または5  
④常時紙おむつを使用している（一人での排泄が難しい状態）
- ☆内容 1枚3,000円に相当する利用券を交付  
\*この利用券は指定事業者（薬局等）で紙おむつ、尿取りパット、  
使い捨て手袋、清拭剤〔おしり拭き（介護用品）を含む〕と交換  
できます。
- ☆交付枚数 年間12枚（月1枚）  
※民生委員さんを通じて4月・7月・10月・1月に3枚ずつ交付  
します。
- ☆申請方法 お住まいの地域の民生委員さんを通じて申請してください。  
※担当民生委員さんが分からない場合は、健康長寿課へお問い合わせ  
ください。

## 28. 高齢者補聴器購入費助成事業

聴力の低下が認められる高齢者を対象に、補聴器の購入費用を補助することにより、日常生活に支障を来している在宅高齢者のコミュニケーション手段の一助とするとともに、要介護状態になることの予防や引きこもりの防止を図る。

- ☆対象者 次の1～6の全てに該当する方とします。
- 1 市内に居住し、桐生市に住民登録がある65歳以上の人
  - 2 市民税非課税世帯（世帯に属する全員が、市民税非課税）  
※申請日が4月1日から6月30日までの場合は、前年度の課税状況
  - 3 聴覚障害による身体障害手帳の交付を受けていない人
  - 4 耳鼻いんこう科の医師から下記の基準を満たすと認められ、当該医師の意見書等を提出することができる人  
【基準】両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満  
**※診察料、検査料、意見欄作成料等は自己負担**
  - 5 桐生市暴力団排除条例（平成24年桐生市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない人
  - 6 過去に、本事業による助成金の交付を受けていない人
- ☆補助対象 1 管理医療機器認証を取得した補聴器で、新品に限るものとします。（集音器は対象外です。）
- 2 補助の対象とする補聴器の台数は、1人当たり1台（再申請不可）
  - 3 補聴器本体の購入に係る費用のみ補助対象です。  
診察料、検査料、意見欄作成料等の受診費用及び補聴器の修理、保全電池交換並びに付属品のみ購入に係る費用は、補助対象ではありません。（自己負担）  
**※補聴器購入後の申請はできません。購入前にご相談ください。**
- ☆補助金額 補聴器の購入に必要な費用と25,000円とのいずれか低い額とします。
- ☆申請期間 補助予定金額に達した時点で、申請受付を終了いたします。  
（申請締切日：令和8年2月28日）
- ☆申請書類 1 交付申請書（桐生市ホームページからダウンロード可）
- 2 医師意見書及びオーディオグラム（純音聴力図）  
※医師意見書及びオーディオグラムは申請日前3か月以内のものを提出してください。
  - 3 購入を希望する補聴器の見積書の写し（購入希望業者が作成したもの）
  - 4 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

## 29. 黒保根高齢者生活支援施設（つつじの家）

この施設では、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。また、生活援助員等を配置し入居者を24時間見守る体制を整えています。

☆施設場所等 桐生市黒保根町下田沢2565番地1（電）96-2877

☆内 容 すべてワンルームタイプで、エアコン、ベッド、椅子、洋式トイレ、洗面台、IHクッキングヒーター（電磁誘導加熱のこんろ）、風呂をそれぞれ備えています。これら以外の家電製品や日常生活用具などは、入居者が用意して入居することになります。ただし、石油ストーブなど、火気を伴う用具は持ちこめません。

※1人用居室 25㎡（7.5坪）6室

※2人用居室 36㎡（10.9坪）2室

☆対 象 者 自立生活が可能で市内に住所があり、次のいずれかに当てはまるおおむね65歳以上の高齢者で、居宅において生活することに不安のある人としてします。

①ひとり暮らし高齢者

②高齢夫婦のみの人

③家族からの援助が受けられない人（親子・兄弟姉妹も含む）

☆利 用 料 月額2,000円～50,000円（入居者の収入の状況により異なります）  
※上記使用料のほか、各居室における電気料、水道料等の実費は入居者の負担となります。

☆申 請 場 所 黒保根支所 市民生活課 市民サービス係 （電）96-2112  
※申請をお考えの方は、事前に上記担当へお問い合わせください。

☆必 要 書 類 ①申請書  
②健康診断書  
③収入状況申告書等その他必要と認めるもの  
※必要な書類の様式は、上記担当に用意してあります。

☆入居者決定 申請受付後、入居判定委員会において審査し、入居の可否を決定します。

☆そ の 他 施設内は、各居室も含め、すべて禁煙となっています。  
※屋外に喫煙場所があります。

## 【黒保根地区のサービス】

### 30. 在宅高齢者等外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な人に対し、通院や買い物、社会参加を支援するため、外出が可能となるよう送迎サービスの利用券を交付します。

- ☆対象者 黒保根町内に住所を有し、自動車税の減免を受けておらず、次のいずれかに当てはまる人  
①市民税非課税世帯であり、介護認定を受けている人  
②重度の障害がある人
- ☆補助内容 下記対象事業者が実施する交通空白地有償運送で利用できる利用券（1枚あたり500円分）を年間72枚を上限に交付
- ☆対象事業者 NPO法人 グループ28
- ☆利用時間 原則として、平日午前8時30分から午後5時30分まで（年末年始除く）  
その他のご利用詳細は、グループ28の利用要綱をご覧ください。  
（下記申請場所に用意してあります）
- ☆申請場所 黒保根支所 市民生活課 市民サービス係（電）96-2112  
※制度の詳細につきましては、上記担当までお問い合わせください。



## 【新里地区のサービス】

### 31. 在宅高齢者など外出支援サービス事業

- ☆対象者 通院等のために、デマンドタクシーを除く公共交通機関を利用することが困難で交通手段のない高齢者等、次のいずれかに当てはまる人  
①市民税非課税世帯で、要支援認定を受けている人  
②市民税非課税世帯で、自動車税の減免等を受けていない重度の障害がある人
- ☆利用料 無料
- ☆利用回数 月2回以内
- ☆利用範囲 居宅から概ね20km以内（片道）
- ☆申請場所 新里支所 市民生活課 福祉係（電）74-2904



## 【桐生市社会福祉協議会関係の高齢者支援に関するおもな事業】

### 32. 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、支援を行います。

- ☆支援内容      福祉サービス利用援助  
                         日常的金銭管理  
                         書類等の預かりサービス
- ☆対象者          桐生市在住の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など  
                         判断能力が不十分な人
- ☆利用料          1時間1,200円（ただし、非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、  
                         県や市等から一部または全額の助成を受けることができます。）

### 33. 社会参加車両（福祉車両）貸出事業（市より委託）

- ☆対象者          次のいずれかに当てはまる人  
                         ①身体障害者手帳1級・2級の保有者のうち一般の交通手段を利用することが困難な人  
                         ②65歳以上で、寝たきりもしくは車いすなどを利用している人
- ☆貸出期間      5日以内
- ☆利用料          走行距離に応じた燃料費と維持費をご負担ください。  
                         （例）走行距離95kmの場合、燃料費1,500円＋維持費200円＝1,700円

上記、32・33の事業については、下記までお問い合わせください。

桐生市社会福祉協議会      新宿3丁目3番19号      (電)46-4165  
(担当課：地域福祉課)



☆桐生市役所 (電) 46-1111 FAX: 45-2940  
健康長寿課 長寿支援係 (電) 直通44-8215  
新里支所 市民生活課福祉係 (電) 74-2904  
黒保根支所 市民生活課市民サービス係 (電) 96-2112

☆桐生市社会福祉協議会

事務局 (電) 46-4165 FAX: 46-4166  
新里支所 (電) 74-8880 FAX: 74-8874  
黒保根支所 (電) 96-2201 FAX: 96-2201

☆高齢者の介護や福祉の総合相談窓口

桐生市地域包括支援センター

山育会 (電) 46-6066 FAX: 46-6067  
社協 (電) 46-4411 FAX: 46-4166  
菱風園 (電) 32-3321 FAX: 47-4676  
ユートピア広沢 (電) 53-1114 FAX: 53-1160  
思いやり 川内 (電) 32-5889 FAX: 32-5353  
黒保根 (電) 46-8847 FAX: 46-8848  
にいさと (電) 74-3032 FAX: 74-1164  
のぞみの苑 (電) 54-9537 FAX: 54-9531  
双葉苑 (電) 54-8906 FAX: 54-8910

☆在宅医療介護連携、認知症に関する相談窓口

在宅医療介護連携センターきりゅう

(電) 32-5222 FAX: 32-5223

令和7年4月1日

**お問い合わせはお気軽に**